

# 男女共同参画プランきたみ 重点項目事業

基本目標 I 政策・方針決定の場における男女共同参画の拡大																
基本的方向	具体的施策	事業名	事業内容	具体的取り組み内容												
1 市政における 政策・方針決定 過程への女性 参画の促進	(1) 各種委員会・市 の附属機関(審 議会)等委員の 女性参画の促進	No. 1 <b>市の審議会、附属 機関などへの女性 委員の登用促進</b>  (全庁・市民生活課)	市政における政策・ 方針決定過程への女 性の参画を拡大する ため、審議会等への 女性の比率を高める よう努めます。また、 審議会等への女性委 員登用の新たな目標 を40%とし、この目 標の早期達成のため、 年次目標値を定め取 り組みます。	審議会等委員の選任の際に、 推薦委員は関係団体に対して 女性の推薦の配慮を依頼す る、また公募制の導入により 幅広く女性が参加できる機会 の確保に努めるよう働きか け、積極的に女性の登用を図 る。  <b>【実績】</b> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H26. 4. 1</td> <td>H27. 11. 1</td> </tr> <tr> <td>全委員数</td> <td>1,608人</td> <td>1,598人</td> </tr> <tr> <td>女性委員数</td> <td>482人</td> <td>484人</td> </tr> <tr> <td>女性委員登用率</td> <td>30.0%</td> <td>30.3%</td> </tr> </table>		H26. 4. 1	H27. 11. 1	全委員数	1,608人	1,598人	女性委員数	482人	484人	女性委員登用率	30.0%	30.3%
			H26. 4. 1	H27. 11. 1												
	全委員数	1,608人	1,598人													
女性委員数	482人	484人														
女性委員登用率	30.0%	30.3%														
No. 2 <b>女性のいない審議 会等の解消</b>  (全庁・市民生活課)	公募制の導入、委員 推薦団体への協力要 請を積極的に行い、 女性のいない審議会 の解消に努めます。	審議会等委員の選任にあつ ては関係団体等に推薦依頼す る際に女性の推薦を依頼する など女性のいない審議会等の 解消を図るよう働きかける。  <b>【実績】</b> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H26. 4. 1</td> <td>H27. 11. 1</td> </tr> <tr> <td>総審議会等数</td> <td>88</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>女性のいない審議会</td> <td>20</td> <td>17</td> </tr> </table>		H26. 4. 1	H27. 11. 1	総審議会等数	88	88	女性のいない審議会	20	17					
	H26. 4. 1	H27. 11. 1														
総審議会等数	88	88														
女性のいない審議会	20	17														
(2) 女性職員の職域 拡大と管理・監督 者への登用の促 進	No. 5 <b>職場における女性 職員の登用及び男 女役割分担意識の 是正</b>  (職員課)	行政における女性職 員の参画を推進する ため、能力や適性に 応じた女性職員の登 用に努めることと し、職員数の男女比 率も考慮して女性職 員の管理職登用の目 標を10%とし、目標 の早期達成を目指し ます。また、固定的 な性別役割分担意識 の是正のため、接遇 マニュアルなども活 用して、職場におけ る男女平等意識の高 揚に努めます。	①女性職員の管理職登用率 10%の達成 ②職場における男女役割分担 意識の是正 ・接遇マニュアルに基づく 職場内研修の実施 ・事務分担のローテーショ ン化の実施 ③男性職員の育児休業等の取 得促進													

基本目標Ⅰ 政策・方針決定の場における男女共同参画の拡大				
基本的方向	具体的施策	事業名	事業内容	具体的取り組み内容
2 民間団体等における女性参画の促進	(3) 社会的気運の醸成と広報啓発活動	No. 18 <b>男女共同参画への貢献者（個人、団体、企業等）の顕彰</b>  (市民生活課)	男女共同参画社会の形成に寄与した者（個人、団体、企業等）に対し表彰等を行い、その功績を称え、かつ、その実績を広く知らしめ、ひいては個人の荣誉と団体や企業の付加価値を高め、男女共同参画への幅広い広報啓発を行います。	前年度に引き続き、事業所意識調査の結果から抽出した男女共同参画を推進している市内事業所に取材を行い、定期的に広報きたみに掲載することで、市民及び他の市内事業所に対して男女共同参画並びに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する意識啓発を行う。
基本目標Ⅱ 家庭生活と学校・職場・地域活動の両立支援				
基本的方向	具体的施策	事業名	事業内容	具体的取り組み内容
1 男女が働くための労働環境整備	(1) 職場における男女共同参画の促進	No. 21 <b>労働の場における男女の役割分担意識の是正</b>  (商業労政課) (市民生活課)	労働意欲のある女性が増える一方で、職場では男女の固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。このため、積極的な啓発活動を行い、男女共同参画意識の向上を図ります。	北見市労働状況調査報告書に男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法の趣旨等を掲載し、事業主に対し制度の理解と周知を図る。また仕事と家庭を両立できる支援制度の整備と、制度の利用促進を働きかける。
1 男女が働くための労働環境整備	(2) 働く男女が育児休業をとれるような職場の環境づくり	No. 22 <b>啓発活動</b>  (商業労政課) (市民生活課)	労働者が仕事と家庭を両立させ、地域活動に積極的に参画できるようにリーフレットや労働状況調査により、個々に対する意識改革と企業に対する育児・介護休業法制度の普及に努めます。	北見市労働状況調査報告書に男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法の趣旨等を掲載し、事業主に対し制度の理解と周知を図る。また仕事と家庭を両立できる支援制度の整備と、制度の利用促進を働きかける。

基本目標Ⅳ 男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり				
基本的方向	具体的施策	事業名	事業内容	具体的取り組み内容
1 性差に関連するあらゆる暴力や人権侵害の根絶	(1) 広報・啓発活動	No. 6 4 <b>人権を基盤とした啓発活動</b> (市民生活課) (子ども支援課)	配偶者やパートナーからの暴力や人権侵害の根絶に向け、被害者の避難や相談が安心してできるよう相談窓口等の周知を行い、相談支援を行います。	DV被害者相談窓口の周知  ・リーフレットの活用 ・公共施設等での配置 ボランティア団体「北見市女性保護の会」活動支援 ・団体が実施する啓発活動への運営支援
基本目標Ⅳ 男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり				
2 性差に配慮した生涯にわたる健康保持	(1) 生涯にわたる男女の健康の保持増進	No. 6 8 <b>健康教育・健康相談事業（電話相談・健康まつり・地域健康教育健康相談等の充実）</b>  (本庁 健康推進課) (各総合支所 保健福祉課)	地域や高齢者クラブ、女性部、健康診断などにおいて保健知識の普及を図るとともに、健康上の相談に応じ、生活習慣改善に向けて行動変容への動機付けを図ります。	北見市健康増進計画の目標に準じ、市民の健康への関心を高め、また生活習慣病の予防や改善、健康づくりに向けた事業を継続していく。 栄養や運動をはじめとした生活習慣についての情報提供や知識の普及、また個々の状況に合わせた相談など、必要に応じ気軽に利用できるよう、以下のような事業を実施する。 1. 地域での健康教育（依頼に応じて実施） 2. 成人健康相談 3. 女性健康相談 4. 電話件康相談 5. 健康まつり：1回/年
3 母性保護と子育て支援の充実	(2) 子育て支援と子育て環境の整備・充実	No. 8 6 <b>多様化する働く形態にそった保育環境の充実</b> (子ども達を心身ともに健康に育てる環境整備・支援)  (保育課)	若い父母の交流の場や相談業務の充実、及び多様化する働く形態（ニーズ）にそった保育環境、時間延長保育・一時預かり・障がい児保育・乳児保育・休日保育等の充実を図ります。	少子化及び核家族化が進行する中で、今後も女性の社会参加や家庭・地域の子育て機能の変化は続くものと予想され、通常保育のほか延長保育・一時預かり・障がい児保育・低年齢児保育及び休日保育等の特別保育等、今後も多様化する保育ニーズに対応する。

**基本目標Ⅳ 男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり**

<p>4 高齢者と家族 が安心できる 支援の整備</p>	<p>(1) 高齢者の自立生活 を支える支援と介 護環境の整備</p>	<p>No. 104 <b>家族の介護負担を 軽減する事業</b></p> <p><b>【事業名変更】</b> 旧「ホームヘルパーの 養成及び介護者同士の ネットワーク作り等の 民間団体活動支援」</p> <p>(介護福祉課)</p>	<p>家族の介護負担を軽 減する観点から、支 援等の各種家族介護 支援対策を実施しま す。</p>	<p>○介護保険サービス及び各種 家族支援サービスの利用拡大 を推進し、家族の介護負担軽減 を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活指導員派遣事業（ホームヘルプサービス）</li> <li>・生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）</li> <li>・施設入浴事業</li> <li>・高齢者等家族介護用品支給事業</li> <li>・家族介護慰労金支給事業</li> <li>・家族介護教室</li> <li>・徘徊高齢者位置検索サービス支援事業</li> </ul>
--	---	---	---	---